

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人権施策審議会 (第1回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時		令和3年5月21日(金) 午前9時30分～12時30分		
開催方法		Web会議		
傍聴会場		けやき会館2階 職員研修所		
出席者	委員	7人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	4人 (人権・男女共同参画課長、他3名)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	12人 (ほか報道機関5人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について  2 その他		

## 審 議 経 過

### 1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

資料1「前回の審議会における意見について」及び資料2「ヘイトスピーチについて」に関し、事務局より説明を行った。

(矢嶋会長) 前回の審議会における意見を踏まえ、資料2において、ヘイトスピーチの規制に係る論点に係る様々な見解を事務局で整理していただいた。資料2について、まずはご意見を伺いたい。

(齊藤委員) 今回の資料は、主な学説や見解をほぼ網羅するような形でまとめられており、私はとても分かりやすく正確な資料だと思った。なぜこんなに憲法学者がヘイトスピーチ規制に対して、慎重に考えているのか、こんなひどい言論をするのに、どうして取り締まらないのかと疑問を持っていらっしゃると思うので、一言お話をさせていただきたい。積極説、消極説を並べてみると、色々な考え方があり、これを見ただけでも本当にヘイトスピーチ規制というのはギリギリのところだということが皆様にお分かりいただけると思う。日本国憲法には、19条に思想・良心の自由という条文があって、どのような思想・価値観、世界観を持っていても、等しく尊重されなければいけないという大原則がある。つまり、国家権力がこの考え方は間違っているとか、この世界観は間違っているという判断をすることができない。国家権力としては、どんなものであっても、等しく尊重し、優劣を付けないという風な大原則があり、これは、日本の憲法というのが戦前の検閲制度に対する反省から生まれたものである。戦前に国家がこの思想は間違っている、これは有害だということで、検閲をして表現をどんどん制限し、弾圧していった。その反省を踏まえ、国家権力には、思想が正しいとか間違っているという判断をする権限もないし、能力もない、一切立ち入らないでもらおうというスタンスで19条が設けられている。これは、ドイツの憲法等との大きな違いであり、ドイツの憲法等は、ナチスの反省から生まれたものであり、思想の自由といっても、どんなことを考えても自由というわけではなく、権利や自由、民主主義的な主張を打倒しようとするような思想等に対しては自由を認めないという形を取っているが、日本国憲法の場合には、それをやっていない。たとえ民主主義を否定するようなものであったとしても、これが正しいとか正しくないということを国家権力が判断できないだろうというところに立っており、日本国憲法の根底には、基本的に国家権力に対するものすごく強い不信感がある。そういう形になっているため、ある表現を規制しようとするときに、その表現の内容に基づいて規制するというのは、基本的にやってはいけないというのが今までの憲法学の理論だった。たとえば、表現に対する規制にも色々あり、内容に基づく規制ではないものもある。内容はどうあれその時間に演説をすることはやめてくださいとか、内容はどうあれビラを撒くことはやめてくださいとか、時間や手段とかを規制するという方法で規制をかけていくものもある。それに対して、一定の内容を持ったものを禁止したり、出版してはいけないという形で規制をかけていくことを表現内容規制という。たとえば共産主義のようなものを標榜するものは、社会に有害だから禁止、出版してはいけないというのは、表現内容の規制の典型的なものだが、そういう規制に関しては、そもそもこの思想が正しい

とか、正しくないとか、そういったことについて国家が立ち入る権限を持っていないから、原則それはやってはいけない、内容に基づいて規制してはいけないというのが戦後の憲法学が積み重ねてきた議論である。それは、国家に対するものすごく強い不信感というものに基づくものであるが、それと同時に一旦表現がそういう形で規制されてしまうと二度と回復ができない、たとえば、共産主義について標榜するような表現は一切出版禁止というような法律ができたとする、その法律が間違っていたことに気付いても国会がそれを改善する機会がなくなってしまう。たとえば、薬局に距離制限を置いたり、ここではこういうものを売ってはいけないという規制を置いたりして、それが仮に間違った法律だったり、妥当でない法律が1度国会で通ってしまったとしても、それについて、しっかり審議・検討ができる、表現ができる状態であれば、何年かかるか分からないが、もう1回国會議員が気づいて、それを改正して、無効にするということができる。しかし、表現について、たとえば共産主義を標榜するものは一切出版禁止とし、目に触れないようにすると、それが間違った法律であるかどうか議論できない。そもそも何が共産主義の問題だったのかも議論できないし、それを回復するという機会が失われてしまう。非常にそれは怖いということで、表現内容規制については、基本的にダメというのが今までの憲法学が積み重ねてきたものである。法律学というのは必ず大前提から小前提を導く。この前の前提から次を導くという形で議論を重ねて議論をしていく。たとえば、人権というのは、憲法上の権利というものはどういうものか、という議論があって、その中の一つの表現の自由というものはどういうものかという議論があって、そして表現の自由においてはどういう風な解釈がなされるかという議論があって、では個別のヘイトスピーチのような表現について規制することは許されるのかどうか、そういう積み重ねになっていく。もし表現の内容に基づく規制が許されるとなると、どんなものでも言えることだが、その1つ前の前提をひっくり返さなければいけなくなる。つまり、国家が表現の内容に基づく規制をすることが許されるのだというところをひっくり返さないといけなくなる。そうすると、慎重説としてまとめていただいた資料の方にもあるとおり、非常に権力の濫用の危険性が高く、その前の段階をひっくり返すと、内容に介入できるんだったら、共産主義は有害だからこれを規制するという話にルートができてしまう。憲法学者の多くはおそらく、それが非常に怖くて、そこのルートを曲げないようにすごく緻密に今まで議論を重ねてきたつもりである。そこのところをもし変えるとすれば、それはやはりよほど切羽詰まった状態で、変えることは非常に怖いことだという認識した上でやらなければいけない。

それからもう1つは、先ほども言ったように、憲法学者に共通してみられるのは、国家権力、公権力に対する強い不信感である。やはり公権力一般というのは今までの歴史を振り返ってきて、随分なことをやってきており、とにかく信用していない。たとえばよく国家と国民の関係を親子の関係になぞらえることがあるが、今まで子どもの人権とかを踏みにじってきた親に対して、何かあったときに頼りにし、何かやってくれと言っても信用できない。本当に不信感を持っていたら、ヘイトスピーチの規制に関しても、国家権力とか公権力に対して頼んで刑罰を設けてくれという風にはいかないのではないかと思う。そうではなくて、他の方法、公権力抜きで、私達で何とか

しようとなるのではないか。それができないから公権力に規制を求めているのだと思っていらっしやと思うが、それは非常に怖くて、やはり、そのところに最終的に権限を持たせるということは、この後の社会、未来どうなっていくのか、日本国憲法の理論がどうなっていくのかというのは、ものすごく懸念される場所である。よく、こんなヘイトスピーチをしているのに、表現者の人権を守るのかという言い方をされるが、表現者の表現の自由を守っているのではなくて、国家が信用できないのである。そういう刑罰を与える権限を国家に認めるということを私たち憲法学者はやりたくない、できない。人によって国家に対する不信感って違うと思うが、多分、皆さんもある程度は不信感を持っていらっしやと思う。それを考えたときに、やはり慎重にならざるを得ないというのは、分かっただけではないか。ヘイトスピーチが許されるとか、こんなことやっても良いじゃないとか、こういうことを言うのも表現の自由の範囲だからどんどんやらせれば良いとか、そういうことではなくて、これを規制する権限を国家に与えることがすごく怖い。だからもう本当にこれしか方法がなくて、しかももう切迫したそういう害悪があるというような時には、本当にそれはギリギリの判断になり、考えなければいけないと思うが、まずはやはり他の方法でできるのだったらやりたいというのが私の見解でもあるし、多分多くの憲法学者が懸念しているところだと思う。

確かにこういうヘイトスピーチ条例を作ることによって、公権力の立場を明らかにすることができるというのは非常に大きな効果だと思う。私もつい最近まで外国にも行っており、外国でマイノリティーとして生活して沢山差別も受けて実害もあつたりしたこともあるが、そういうときにやはり公権力がそれは絶対間違っているということ発信してくれることは、マイノリティーにとってもものすごく心強いし、重要なことだというのは非常によく分かる。しかし、もしそれを発信するのであれば、たとえばヘイトスピーチ規制を作るにしても、刑罰のない形で絶対許せないという形で書くこともできるし、規制をするとしても、たとえば学校の中ではやってはいけないとか、職場の中ではやってはいけないとか、もっと限られたところで規制をするということでも十分発信力というのはあると思う。たとえば職場の中でそういう規制をするという場合には、内容に対して干渉できるということではなく、別の理由を見つけることができる。たとえば労働環境を整え、その思想が間違っているからではなくて、そういうことを言うことによってしっかり労働ができなくなる、真面目に働けなくなってしまうとか、教育の目的が達成できなくなるとか、だからその表現を規制するという別の理由を持ってくることができる。そういう風に限定した形でなくて、一般にどこにでもそういう発言はダメなんだ、規制をするということになると、表現の内容に干渉できる、国家が立ち入ることができるという前提を崩さなければいけなくなってしまう。私はそういうことを懸念している。

(工藤委員) この資料と前回の資料との関わりを少しお聞きしたい。実は先週まで前回の資料3について補強しようか、また何か修正しようかということで、ずっと作業していたが、何日か前にこの資料を送られてきて、だいぶ違うと思った。前回の資料と前回の議論はどこに行ったのかと思って、質問したい。前回の資料は、今回の資料に発展的に解消し、ここに掲載したという理解で良いのか、前回の資料は基本的には生きてい

るのか、それについてお聞きしたい。今回の資料を議論の出発点として、ここに提起しているのか。

(事務局) 前回の資料を提示させていただいたときに、資料の作成に当たって協力いただいた齊藤先生や金子先生のお話がうまく反映できてないという部分もあり、偏った内容になっているというご指摘もいただいたので、今回、前回のものをリセットした形で資料を示させていただいた。

(工藤委員) 今回の資料が議論の出発点となるという理解でよいか。

(事務局) そのように考えている。

(工藤委員) 資料2について、様々な意見がある。まず、この一番目であるが、資料の1ページ目からだが、前回の審議会における意見というのが何項目か載っている。別紙で同じように発言内容の特徴点が資料1で載っている。委員には、それとは別に13ページくらいの会議録の素案が配布されている。したがってこのレジュメの1ページの一項目に、4、5項目載っているが、これだけではないのではないかと。資料1も2ページあるが、13ページの会議録からすると、かなりの意見が出ているのではないかと思う。私の意見も大分挙げてもらっているが、これだけではないのではないかと。例えば、外国人住民の方について、在日コリアンに該当する人々の数を知りたいと言ったが、在日コリアンといった場合には韓国籍だけではなく、朝鮮籍も含む。朝鮮籍は北朝鮮ではなく、もともと朝鮮籍があって、韓国籍と別れていったということであり、もともと朝鮮籍を名乗っている方々が何人くらいいるのかはこの資料では反映されていない。多分、その他のところに若干入っているのではないかと思うが、それを市として把握しているか聞きたかった。それから、私が言ったことはまだあるが、川崎市モデルを少し考えたらどうかと。罰則規定含めて。その上でやはり、かなり厳しい罰則が必要なのではないかということを行ったはずであるが、それは会議録には載っているが、この資料では欠落している。

それから、ヘイトスピーチの概念であるが、大きい二番目、四角に囲っている部分に①・②・③とあるが、③が不当な差別言動であるということだと思う。①・②は例示であると理解している。この③にある、地域社会から排除することを煽動すること、これがヘイトスピーチの本質ではないかと思う。その例として①・②があるという理解をした方がよいのではないかと思う。ヘイトスピーチの概念について、前回はテーマが違っていたので、差別に基づく憎悪的言動になっていた。したがってヘイトスピーチの概念をしっかりと規定する方がいいのではないかと思う。見た感じで私が思うには、通常、憎悪というのは直訳した言葉なので、もう少し法律に沿って考えた方がいいのではないかと。通常、差別を煽動、助長する表現、言動というのが大体我々が日常使っている言葉である。長く言えば「本邦外出身者に対する差別的言動」となるが、そういうことまで考えた方がいい。

(事務局) 別紙1については、神奈川県資料であり、朝鮮籍については把握をしていない。その数字自体は持っていない。また、前回の審議会における資料についての意見をまとめさせていただいていたが、全体的なものを資料1の中で拾わせていただいて、資料2の冒頭では、その後の審議の部分に即した具体的な内容についてピックアップをさせていただいた。審議の内容は会議録に全て載せさせていただいているが、全て

を資料1に掲載するのは無理であると思っており、主なものを出させていただいた。

「ヘイトスピーチ」という言葉については、資料2の1ページの「2 ヘイトスピーチとは」というところで資料を用意したが、法務省のホームページの中から具体的な言葉を引用したものである。本邦外出身者に対する不当な差別的言動というところで解消法の条文のところを①・②・③と引用したものである。2ページに、典型的な例と考えられるものということで①・②・③に相応するものとして法務省のホームページにあるものを例示として出させていただいた。

(工藤委員) 市としては、法務省の文章を引用しただけだということに理解した。ただ僕の理解としてはそれだと不十分であり、やはりヘイトスピーチはこういうものだと強調して欲しかったと言っているだけである。次に、2ページのヘイトスピーチの対応方法について、これもそれぞれ色々な段階として4ページ「(2)予防のための対策」等々、様々出ており、規制の表現だと思うが、前は確か、規制の対応・非規制の対応ということで分かれていた。前回の資料ではそのように展開していたが、今回見るとそういう表現がなくなっており、事後的な対応方法や、繰り返されないようにするための施策、救済のための施策、それから予防のための対策、と分かれている。これは前回の規制的手法と非規制的手法を整理して載せていると理解しているが、そういうことでよいか。考え方の一つとしては、これを全て対立的なものとしてとらえるのではなく、連携して系統的な対策として組み合わせれば、段階的を追って、それは必要なことかと思うので、意見として申し上げたい。

それから、学識経験者の見解が色々出ているが、それは各々の見解であり何も言わないが、今の実情に合わせて、相模原市の被害の実態に合わせてどうすべきか、ヘイトスピーチを止めるにはどうすべきなのかと、その認識だけは持って欲しいと思っている。

(事務局) 資料については、前回、規制と非規制と限定的な書き方をさせていただいたことで、偏っているような表現もあったとご指摘もいただいたので、事後的であったり、予防のためといった段階を踏むような、今現在考えられる施策の資料に組み換えをさせていただいた。

(矢嶋会長) 被害実態に合わせた対応ということについては、ご意見として工藤委員から承るということによろしいかなと思う。

(金委員) 一つ気になったのは、何かにつけて憲法とか適合というような言葉が沢山出ていて、これはどうなのかと思った。日本の憲法の向こうにあるものが国際条約ではないのか。国際社会が日本の社会に求めている外国人人権全般について考えていくべきではないのか。この審議会が人権問題だけを、問題をヘイトスピーチに特化する訳ではないが、ヘイトスピーチ規制は、シャツの一番上のボタンと同じ役割をしているのではないかと思う。日本では一番上のボタンを間違ってはめたまま二番目のボタンから正しくはめたシャツを着て国際社会に出ているように見受けられる。間違いを正す意味でも、ヘイトスピーチ規制はしっかりすることで、あらゆる人権問題に向き合うべきだと思う。2020年6月現在日本社会には288万人の外国人が住んでいる。国家と国家の関係から国境を越えた人と人との関係になってきた。住民が主体の自治体、これが共に生きる自治体であり、住民施策の推進が求められているのではない

か。求められる多様性に富んだ人材活用をすべきであり、そういう人たちが痛みもなく一緒に住めるような社会であるべきだと思う。以前にも言ったが、住民自治の担い手である自治体職員に外国人を登用させること、目に見えると人は変わる。国籍の壁を越え、人権を尊重する社会、違いを認めた多様性に富んだ社会は、地域に活力をもたらす。そういうことの基本にあるのが、人権問題でヘイトスピーチ規制ではないのか。このようなことを相模原市長も望んでいらっしやって、こういう審議会を設けて私たちに議論をさせているのだと思う。一番基本にあるヘイトスピーチ規制ということをしっかり見つめて国際社会に恥のない、日本人のためにもそういう条例が作れたら良いのではないかと思う。ヘイトスピーチのネーミングについては、どうも日本語の差別に基づく憎悪的言動とか、凄く漢字も難しいし、ピンとこないし、市民感覚ですっきりしないネーミングだと思う。ネーミングは市民感覚を生かす上で重要で、すっきりする方が良いのではないかと思うし、国際社会ではヘイトスピーチという言葉は一般的に使われていて、それを説明する、そういう補強的な言葉があれば、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムはもっとすっきりして市民感覚で使われるネーミングになるのではないか。例えばストーカー行為はそのままストーカーという言葉が生きていて、すっきり市民感覚で受け入れられて、ストーカーで通じるようになったのだし、横文字だということに拘らないでも良いのではないか。もう一つは何度も何度も本邦外出身者という表現が出ていて、今現在こういう表現は、日本の法の表現の流れとかは分からないが、ダイバーシティ、国際化、共生時代を生きる今の時代にはあまりそぐわない表現で、たくさんの日本人の皆さんが内と外を区別する習慣的な民族性を引きずる言葉のように思えて、この言葉がある限り全体的な人権を考える指針が出ていくのではないか。ボーダー、壁をぶち壊すことからやっぱり市民意識・住民意識で国際から民際に考えをシフトしないと、このヘイトスピーチに特化するとかある特定の民族に特化してマイノリティを救済する、そういう感覚でヘイトスピーチ条例が作られては困る。全体的な人権の中の一番上のボタンとして、しっかりしたボタンのはめ方としてこの条例を作っていきたいと思うし、そういう風に考えたら、私はやっぱりしっかりした規制をするべきだと思う。

(齊藤委員) 私も金委員がおっしゃるように全ての人が痛みなく社会で共生できるというのは本当に究極の目的で、本当に私が心から望んでいることであるが、今回の審議会のミッションというのは、地方公共団体である相模原市に対して答申をするというものである。その地方公共団体として、相模原市は憲法違反になることはできない、憲法で認められた権限しかない訳であり、それ以外のことはできない。私たちが個人で行動するときは憲法の枠組みは関係なく理想を求めてやっていくと思うが、相模原市に対して答申する時に憲法に違反するようなことを答申することは、私たちはできない。それについては、前々回の会議でも、皆さんのご了承をとっていたのではないかと思う。それについては矢嶋会長から確認していただいたと認識している。

(矢嶋会長) それについては、私は、憲法の枠の中でやるということを申し上げた。

(齊藤委員) 憲法の枠組みでしか行動できないというのはその通りであるが、元々憲法というのは権力を縛るものである。公権力が権限を濫用すると国民の権利や自由を侵害する可能性があるから、それを縛るためにどこまでやって良いかを規定しているものであ

る。それが憲法の一番の存在意義である。ということで、もちろん刑罰を科した方が平等な社会というものになっていくのに対して凄く効果があるということになると思うが、先ほど私が申し上げたように、それをするためには表現の内容に基づいて内容が間違っているかとか、内容に基づいて表現を規制する憲法を公権力に与えなくてはいけなくなってしまうため、やはり慎重にしたいという話が憲法学者の見解である。話が少しずれたので、元に戻すと、相模原市としては憲法の枠内でしか行動できず、これはどうしてもやむを得ない制約になっていると。

(金委員) 今の言葉で憲法は権力を縛るためにあるものだとあったが、そういう理解でいいのか。そこに注目をすると、規制を設けようということは、今市民が権力を使うとか、権力にお願いして市民の命を守るために権力を使ってくださいとお願いしていることにはならないのか。

(齊藤委員) なると思う。

(金委員) そこを意見として言いたい。

(齊藤委員) それをするためには、ではどういう権限を認めなければいけないかというのと、その前の前提として表現の内容には干渉しないというルールがあって、それによって止めていたもの、そのルールをひっくり返さなければいけなくなる。例えば、国家権力に歯止めをかけるために日本国憲法は9条で武力を持たないということになっているが、他所からの侵害を防ぐために、権利を守ってほしいから武力を持たせるという議論と同じである。日本国民の命や自由を守るために、武力を持つように変えた方がいいとか持つべきだというような議論はあり得るが、それに対して武力というものは国家権力の最たるもので、それを発動されることの危険が物凄く怖いから9条があるのだという議論をすることになる。それと同じである。守ってくださいと言うことによって、前の前提をひっくり返す、そのことが非常に怖いため、ひっくり返すことには本当に慎重にならなければならないという話になる。

(矢嶋会長) 金委員から出ていた話の中のヘイトスピーチ、ヘイトクライムをどう表記するかということに関しては、工藤委員からも意見が出ていたように、今後議論を進めていかなければならないと思う。本邦外出身者という、非常に外国籍の方を排除するような表現を使うことに対する金委員からの批判的なご意見も伺った。

(工藤委員) レジュメの5ページの上の方に大阪の判決が載っている。大阪の判決だけをここで紹介しているが、ここに至るには色々な裁判の判決があったので、それらも引用した方が良くはないか。例えば2012年の2月の京都の朝鮮学校の襲撃事件。最高裁の判決である。ここではヘイトスピーチは人種差別としている。それから、2016年の11月徳島県教組の業務妨害事件といって組合の事務所が襲われた事件があった。そこではヘイトスピーチについては、日本も加入する人種差別撤廃条約上の人種差別という位置づけをした。2016年6月横浜地裁川崎支部ではヘイトスピーチは違法だと、表現の自由の保障の範囲外であるということが大阪の前に立て続けに出ている。なので、その積み重ねの上に大阪の判決が出ているということは時系列的には必要なことではないか。大阪の判決ではヘイトスピーチは表現の自由の濫用なのだと、表現の自由の範囲内に属するとは認められないと、言っている\*1。これは確定している。それゆえ大阪市の条例は合憲だということの判決内容である。したがって



裁判所のそういう判断があるので、きちっと理解した方がいいのではないかと。私もヘイトスピーチに関わらず、憲法21条については、これは表現の自由のことであって大変重要であるし、扱いは慎重にあるべきだというのは変わらない。ただ、一般論はそうであっても、具体論としてどうなのか。したがって表現の自由に対峙して、例えば憲法12条の濫用規制がある。あまり使いたくないが。公共の福祉に反するのだということの規定もあるので、その辺の縛りはかかっているのだと思う。したがって現実にはヘイトスピーチによって被害者がいる、危害が生じている、どうすればいいのかということについては、判断は慎重にあるべきだと思うが、自治体としては慎重に判断して、どうするか考える必要がある。もちろん表現の自由についてもかなり尊重するような仕組みを作っていかなければならないと思う。

それから、五番目、9ページ「(2)ヘイトスピーチとされる言動の類型、保護法益等」の関係である。ここでは被害者の面前等で行われるヘイトスピーチ以外は、規制は難しいのだという課題があると書いてあるが、果たしてそうなのか。これは色々な見解が分かれると思うが、面前型とは一体何か。川崎市条例では、「公共の場におけるヘイトスピーチ」、駅頭とかそういうところに被害者市民がいる可能性が大きいとしている。だから、相対する面前型ではなくても対象としている。そういう解釈は多分出てくるだろう。これは奈須教授という方もおっしゃっている。あと、法務省の資料で色々と③で載っているが、かなり抽象的で、後は自治体できちっと判断してくださいということのようである。したがってそれについては少し運用が必要かと思うが、実際に運営している例として川崎市の例がある。11ページに記載された奈須教授の見解からこうしたことが垣間見える。

(矢嶋会長) 1点目の裁判例の蓄積に関しては、他のものがあつた上で事務局が作成した資料に掲載された判決があるので、きちんとそれまでに蓄積された裁判例を引用すべきだというご意見があつたが、この点に関しては事務局の方で何かあるか。

(事務局) この大阪市の裁判所の判断というもので入れた意図としては、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例について判断がされたと、条例の適用について判断された判例であり、ここには掲載をさせていただいた。

(金子委員) 特に前回は資料について意見が少しバランスを欠いているのではないかとということで私が意見を述べさせていただいて事務局の方に大変ご迷惑をおかけして新しい資料、大変詳細な資料を作っていただいて、そのことについては感謝を申し上げる。意見について、私も資料について考えたが、今までの工藤委員のご意見や齊藤先生の意見の中に大体含まれているので、私からは特にない。今まで意見を伺っていて、そろそろいい時間になっているというのもあり、大体論点は出尽くしてある程度見えてきたと思うので、これは私からの問題提起であるが、そろそろ今後もう少し話を煮詰めていく、つまり、具体的な答申の中身を考えていく話にしていった方が良く思う。しかし、一体そのルートをどう作っていけばいいのか、今の段階ではご意見も大変割れているところであり、むしろ私はそこが今日の話の伺って大変気になっている。要するに、本音を申し上げると、この審議会をあと何回続けても多分何か具体的な答申の像というのが見えてくる気がしない。どうしたらいいのか、もうそろそろそちらのほうに何か道を見つけていった方が良く思うが、いかがか。

(事務局) 前回、ヘイトスピーチについて資料を出し、今回に至っている。金子委員がおっしゃるように審議会全体としてヘイトスピーチに関するものについて法的な見え方、それぞれの規制の在り方、どうやっていくという意見を皆さんから出していただいた後に、この部分について今までいただいた意見をまとめさせていただき、それをまた委員の皆さんに見ていただいて、修正をするという形で進めていきたいと思っている。もう一つ、前回の審議会から引き続き今回でヘイトスピーチのことで議論をしていたが、諮問をさせていただいている内容としては、相模原市の人権施策推進指針、ヘイトスピーチに限らず性的マイノリティ、男女等をひっくるめた、広く人権に関する課題について定めた指針に実効性を持たせるためにはどうするのかということである。そのため、最終的な答申としては、その指針に対して、どんな条例、指針に対して実効性を持たせるためのものを作り上げていっていただきたいと考えている。今、ヘイトスピーチという狭い部分の議論をしていたが、それ以外の部分についても、全体を含めた中での答申という形にさせていただきたい。

(矢嶋会長) 今、金子委員から審議会をこれからどうしていくか、答申案の作成に向けてどうするのだというご意見をいただいたが、今後どうするかの前に、お諮りしたいことがある。それは、前回の審議会ではヘイトスピーチそのものに関しても議論が尽くせていなかったのもう一度やりましょうということで今回議論している。金子委員からは、ほぼ論点は出尽くしたのではないかとということであるが、今後の答申作成に向けてどうするかの話の前に、まだご発言いただいていない委員の方や、今手を挙げている方もいるので、特にこのヘイトスピーチに関してご発言をまずいただいて、その後今後に進め方について皆さんにお諮りしたい。

(金委員) ヘイトスピーチだけの諮問をいただいたのではないということは私も理解している。しかし、人権問題というのは、スタートはやっぱり人種差別からである。その根底にあるのがヘイトスピーチではないのか。やはりそこをきちんとした上でマイノリティーの人権ということが今浮かび上がってきて、今の時代、LGBTとか、みんなの平等という流れになってきていると思うので、私はあくまでも当事者としてヘイトスピーチに対しての発言が多くなっているとは思っている。でもそれだからといって人権施策審議会がそこに限ったものとは認識していないので、そこはご心配なく。ヘイトスピーチや外国人以外で障害者やLGBTに置き換えれば、全ての人権の問題に当てはまるのではないのかと思う。多分この審議会で本当に金子先生がおっしゃったように、こういう議論を沢山しても、先は分かれるばかりではないのかと思うが、今、最後に一つ、コロナ禍で学んだことは国がどんなに要請、勧告をしても、それが生かされてなかったことではないのかと思った。ニュースでどんなに言ってもレストランは開けるし、酒は売るし、やはりお金がかかる、つまり罰則付きで80%の人が動く社会を私たちは目の前にして、こういう条例を作ることにまだアリバイ作りみたいな、そういう議論に持っていくような姿勢は今の段階ではちょっと残念な姿勢だと思う。皆さんから私がよく聞くことは外国人がほかの国に住むならそれぐらいは我慢しなさいよとか、日本人も大変なのに何故外国人の人権まで考えるのかということを目を向かって聞かれたこともある。でもこのようなマジョリティを優先する考え方、国の施策はもう辞めないと人権国家にはならないと思う。未だにそういう考えを消しきれな

い、政策からも、何かにつけて必ず逃げ道を作って、議論の端に置いておくということは、これまで私たち本邦外出身者という怖い名の外国人が、「外国人お断り」とか「JAPANESE ONLY」とか合理的差異という、差別の合理化というところで生きてきたから、今、相模原市が勇気を持って、神奈川県で二番目、全国的にもかなり先端をとって条例を作ることを考えたからには、やっぱり、市が真剣に、市として社会に堂々と顔を上げていけるものを作っていきたいと思うので、ヘイトスピーチのはじめのボタンの規制はしっかり作りたいなと改めて思う。

(金子委員) 今の金委員のコロナ禍の中で、要請とか勧告とかその程度では社会は変わらないとおっしゃったら、その程度であるが、私はむしろヘイトの規制の話については、どうして刑事規制から話を始めるのだろうかということはずっと思っていたし、そもそもこの相模原の条例の話も、刑事規制をするかしないかというところから、まず話を始めていることに違和感を持っている。先ほど刑罰規制の権力主義の話が出ていたが、これもやれるしあれもやれるし、それでもどうしようもない時に、初めて刑罰規制の話が出てくるべきであると思うが、それをちゃんとこの審議会の中で議論したのか。非刑罰的な規制の話をしたのか。前にも申し上げているので、繰り返しになってしまうが、私はこの手の人権侵害の対処に関しては、当事者に対する救済というのが何よりも重要であると思っている。今回の資料ではこの3ページのところの「救済のための施策」という中で(ア)(イ)(ウ)があるが、(ア)は、実際はあまり救済のことではなくて、(イ)(ウ)で結局相談のことだけが挙げられているが、相談以外にも被害者救済の方法というのは沢山ある。そういう被害者に寄り添って、被害者をエンパワーメントして被害者が社会的に発言できるようなパイプを行政の側で作って、ヘイトスピーチに立ち向かっていく。先ほど齊藤委員のお話の中にもあったが、刑事規制だけではなく、言論の問題はやはり言論の場で解決するというのが、まず出発点であるが、それでもどうしようもない時に刑事規制の話がある。しかし、この議論の立て方が、もうここまで来てしまっているから、今更どうしようもないが、前にも一度申し上げたが、まず刑事規制をすべきかどうかというところから話をずっと繰り返しているということに違和感があるし、他のルート、他の可能性というのを検討するというのをどこかの段階でやったほうがいいのではないかとと思う。

(三代委員) ヘイトについては前回、今日も熱い議論があったが、私もなかなか細かいところまで理解ができないところであり、色々な学者の方の見解、齊藤委員・金子委員や皆さんの意見、また大阪や川崎の事例等を色々言われると益々わかりにくくなってしまふ。今回の人権尊重のまちづくり条例については、コロナで色々中断もあったが、2年間審議してきて最終コーナーが見えてこない。その前の人権施策推進指針の改定は2年間でできあがったが、その際もヘイト等の議論は色々あった。金委員の言葉を否定するわけではないが、ボタンの一番目が何で二番目がどうだということは、私は人権については、子どもの人権であろうと障害者の人権であろうと人権のことについては、皆同じ見方でいかないと、一つに特化してしまうとヘイトだけでずっといってしまうと本当に終わりがなくて、心が折れてしまう。やはりこの目指すところは答申まで持っていくということであれば、全体的なもの、どうしてもこれはヘイトについて、条例の文言にすると当たり障りのない文言が終わってしまうかなと思うところ

で、あまり決めつけると、またひとつの意見が出てしまう、やはり全体的な、今まで事務局でもおっしゃったように推進指針をどう位置付けていくかの分野別でいけば1から14まであり、皆さんも頭の中にあると思うが、もう少し全体のことを考えて条例案を持っていきたい。

(片岡委員) 私個人としては、ヘイトスピーチも大変重要な一つの問題ではあると思うが、諮問を受けた人権尊重のまちづくり条例に関しては、性的問題とか障害、子ども、色々な分野で人権が関わってくる。ヘイトスピーチについては、私個人としてはもうそろそろこのぐらいで終わりにしていただいて、もっと他の人権も色々ご意見を出していただいて、答申案を作っていきたい。

(工藤委員) 私もそろそろヘイトの関係については、どういうまとめ方にするか、どういう答申内容にするのかということについて、議論に移す段階かなと思っている。それから、これは人権条例であり、今、人権条例の1項目としてヘイトスピーチについて議論している。その重要性から議論が集中している。人権条例全般については、やはり人権施策推進指針を発展させて条例化し、その中の1項目としてヘイトスピーチがあるということで、私は理解している。だから他の課題について無視している訳ではなく、たまたま問題が起きているので議論が集中していると思う。それから、金子委員が言った意見は僕もある意味賛成である。最初から刑罰が必要な人もいる。こんな酷い時はどうするのだと。やはり段階を踏むべきだろうと。さっき言ったが、行政でできることは何か。それにしたって色んなやり方がある。まず教育啓発をやって、少し様々な事業者に伝え、それから行政処分、それからどうしてもしょうがないという部分は刑罰を導入するというようなことを組み合わせたらというようなことを言ったつもりであり、そういうことを考えるべきではないのか。金子委員とは、その点はそんな違いはないと思っているので、まず市として何ができるのかと議論すべきだと思っている。

それから、川崎市の条例では規制の対象がはっきりしている。このヘイトの関係で言うと。規制の対象はデモや街頭における差別や暴力、虐殺等の煽動、尊厳や平等権の侵害、差別の助長、これは一通りはっきりしている内容である。それから川崎市の条例に関しては、3月24日の神奈川新聞に出ている。これは講演会で奈須教授が川崎市条例の規制は合憲であると言ったというものである。そして、憲法学会でも合憲とする意見は多く聞かれるとしている。したがって、相模原市でも規制はできるんだと。そういうことが神奈川新聞で大々的に報道されている。それから、3月25日に神奈川県弁護士会の会長が声明を出している。川崎市と協力して不当な差別・言動の解消に向けて取り組む、また、相模原市の実効性ある条例制定を支持すると神奈川県弁護士会が声明を出しているの、つけ加えておきたい。

最後にこの一言だけ、言わせていただきたい。13ページに法務省の見解が出ているが、これは途中の抜粋であって、全文がある。したがって、1から12行目まで全文なので、そこから紹介しないと整合性が取れなくなるので、紹介してほしい。しかもこれはさっき言った面前等の対応について、抽象的だが、ここに法務省の見解が出ている。これは後ほど見て欲しい。最後に、僕はこういう態度をとってほしくないが、14ページに色々な学識経験者の意見が載っている。その中の5行目に、この人

の意見だから別に僕は、それはそれで尊重するが、これはどうかと思っている。「地方公共団体が適法に居住する本邦外出身者に対する差別的言動への取組みだけを突出させることは、地域社会の更なる分断を招く危険性がある…」<sup>※2</sup>と書いてある。これはどうなのか。学説としては、これはあり得ると思うが、果たして自治体のとるべき態度なのかと思う。やはり自治体としては、特に相模原市としては、ヘイトスピーチは撲滅すると、差別・人権侵害を受けている被害者市民を救済する基本的な態度を確立する必要があるのではと、具体的な施策が求められると思っているので、その意味からでも、中間的な立場でなく、当事者なのだとしっかりと認識すべきである。前回の資料の3、5ページに同じような文言が載っているが、ちょっと影響されたのかと思う。前回の資料の3の6ページに「差別的言動を規制することにより、かえって対立が生じ、市民生活に混乱が生じる恐れがある。」とあり、同じような表現である。これは、今までの経過から一部の人たちが騒いでいるだけで、差別に対して反対と叫ぶことで、差別心を刺激し、対立を発生させ、混乱させると、というような意味である。したがって、我々としてはこういう立場をとるべきではない、差別はやはり駄目だという立場をとってほしいということを是非市として基本的なところにしてほしい。どうも前回の資料を見ていると同じような表現があって、我々は差別を放置します、放置しておけばいいということと同じなので、そこでは絶対市としてはとってほしくはない。

(金委員) まず私が理解している相模原市でのヘイトスピーチの関係は、ある政党が政治活動としてヘイトスピーチを利用している。これは、自分たちが持っている力を変に使う危険行為だと思う。だからヘイトスピーチの発言が多くなっていることを理解していただきたい。一つ聞くが、相模原市の職員は、より市民寄りか、それとも国家権力寄りか。中心とする力はどこに置いて仕事をしているのか。

(事務局) 市民のためというところで業務に従事している。

(金委員) 私もそうだと理解している。だからこそ、こういう条例がひとつの市民とか住民とか、全ての人に行き渡るような条例になってほしいと思っている。しかもこの条例がただのアリバイ作りじゃなくて、ただの大きい何かに規制されるとか、そういうことではなくて、自動車運転規制のように、世界で通用するものになってほしいと思う。止まれ、とか、右回れとか細かくきちんと指示がなされて、ある線を越えればきちんと規制があって、罰則もつく、それでみんなが守られて、みんなの命を守るという、そういう感覚で作っていただければいいと思う。

(矢嶋会長) 今後の在り方について皆様にお諮りしたい。先ほど、金子委員からも議論の進め方として刑事規制から始めることに終始しているのではないかと、非刑罰的な規制についての議論をきちんとすべきではないかというご意見をいただいた。確かに、この点、この場での議論が深められていないと私も感じている。それと合わせて、先ほど申し上げかけたのは、前回の審議会の中でも確か複数ヒアリング等をきちんと行うべきではないか、多分これは実態等をきちんと把握した上で答申案を作るべきということにつながっていくご意見だと思うが、ヒアリングをすべきかどうかということについて、ご意見をいただきたい。ヒアリングは必要ないというご意見をお持ちの方もいらっしゃるかと思うので、それぞれの委員からヒアリングについてまずはご意見をい

ただきたい。

(工藤委員) 必要だと思う。というのは、どうも前回の資料等の認識からすると被害がないのだという認識が垣間見られるようで被害者から話を聞くことがやはり必要である。それから、現実に今活動している人達、弁護士、弁護士会、それから、ヘイトスピーチを規制する側の学識経験者は必要なのではないかと思う。具体的にどうするかはまた相談するが、それは大事なことだと思う。

(齊藤委員) 今後の方向性がちょっと見えないが、例えば、前回の資料に載っていたように、条例の文言までこの審議会で詰めるというところまで要求されているのか、それとも大まかな方向性だけで良いのか。条文の文言を詰めるというのは、この審議会では私は無理だと思う。というのは、条文を立法するというのは、高度な法律的な知識が必要で、本当に専門家でないといけないと思う。文言の問題点を指摘するのと立法するのは違うし、そういうことは非常に難しい上にそんな権限もないと思う。だから、今後の方向性として、こういう形でやるようにという答申になるのではないかと思う。それを考えるのがまず一つ。そのために何が必要か。それから別の委員の方からも他の方のテーマに少し時間をとって欲しいということなので、その辺りの兼ね合いもしてから決めるべきかと思う。

(矢嶋会長) 齊藤委員からご質問があったが、文言云々もここで決めるのかという事に関して、そもそも審議会が求められているミッションは何かもう一度事務局に確認して共有したい。

(事務局) 今、諮問させていただいて、齊藤委員がおっしゃるように、条文の文言までも決めていただくということは想定をしていない。あくまでも諮問・答申ということであり、こういう方向性で進めていくべきだという考え方を示した答申をいただき、市の中で協議・検討して条文等を作っていくという作業になってくる。条文まで細かに策定していただくことはお願いする内容ではない。

(矢嶋会長) 先ほどの話に戻るが、特にヒアリング等をする事に関しては、いかがか。

(金子委員) ヒアリングは、ヘイトスピーチだけに限定をするのか。それともそれ以外の障害者差別の問題であるとか、部落問題であるとか、様々な問題があると思うが、あくまでもヘイトのためのということか。

(工藤委員) この項目のところはヘイトの関係だと思う。他の項目についてはまた必要とあらば、それはそれぞれ呼べば良いのではないか。この項目というのは、ヘイトスピーチの項目の中の参考人招致なので、そういう立場で発言した。

(金子委員) 難しいところで、結局また論点が広がって、どんどん考えるべきことが広がって行って、逆にここにいる我々委員もどんどん判断が付きづらくなり、考えることが多くなりすぎてしまうということもあり得る。ヒアリングをする場合でも、誰を呼ぶのかというのは少し考えた方が良いと思う。あるいは、非常にある種中立的というか、客観的にこういう問題点があるということについて、授業のように解説して下さる方を呼ぶという手もあると思うし、私としても判断をしかねる。何らかの形でヒアリングをすることは私も賛成である。

(片岡委員) ヒアリングの件は、今、金子委員が言われたどなたかをお呼びしてというのと、文書でヒアリングをするという形もあるが、今、金子委員が言われたように、論点が

どんどん深くなって広がって、私には到底及ばないような難しい話になるのではないかと想像する。先ほど申し上げたように、ヘイトスピーチ対策は大事なことだが、あまり裾野を広げないでこの辺りでもう閉めていただいた方が私はよろしいかと思う。

(三代委員) 私も、工藤委員には申し訳ないが、被害者の方を呼んだり、団体の方をお呼びして意見を聞くというのは一番だと思うが、じゃあその人が被害者代表なのか、被害者団体の代表の方なのかというのが、なかなか判断が難しいと思う。だから、先ほど金子先生がおっしゃったように、そういうことに実際のことについて研究なり、分析した方の意見を聞くというのは、私は賛成である。

(金委員) 私は、そういう1日をまた設けるとするのは時間的に無理なのではないかと思うので、どこかの文献をいただいたり、紹介をしていただければその期日までに勉強するという手立てもあると思う。

(矢嶋会長) 期日に関しては、今回この議題を挙げるに際して、事務局と事前に調整をさせていただいて、ヒアリングをすること自体は日程的には問題ないと伺っている。事務局は、ヒアリングをするということは、時間的には大丈夫ということでしょうか。

(事務局) それをダメですということはないが、ヒアリング等をしていただくに当たって、どういった方法でできるのか、たとえば文書でいただいてそれを皆さんにご紹介して見ていただくとか、手法はいくつかあるのかと思うが、一同で集まるということが現在できない状況にあるので、そういった部分での懸念がある。

(齊藤委員) 結局今までの議論、かなり何回も何回も議論したところで、意見が分かれている。そうすると、こういう意見もあったけれど、こういう意見があったという形で並記する形にならざるを得ないのではないかと。それを、ヒアリングをしたことによってどうなるのかということを考えなければいけないと思う。もちろん、色々な差別の実態とかそういう経験を聞くというのは、大切なことであるが、それについては自分の実体験で委員の皆さんから今まで話していただけなかったことなのか。たくさん委員がいて、委員から、こういう規制がないと全然ダメなものだという意見も出たし、たくさんの方が色々な観点から議論をし尽くしたように思う。専門家を呼んでも良いが、法律的な、専門的なものというのは、これ以上はおそらくこの審議会で求められていないのではないかと。本当に専門的な抽象論までするのであれば、私はしても構わないが、そうではないのではないかと。方向性としては、当然差別というのは許されないものであって、それに対して厳然たる態度をとってもらわなければいけない、それに対してどういう方法があるか、こういう方法があるとかというのも一方で表現の自由に関してはものすごく慎重にしなければならないということも並記してもらおう。そのくらいの程度になるとすると、ヒアリングは必要なのか、やってみなければ分からないが、やってみても良いとは思いますが、今の率直な感覚からすると、どうしても必要ではない。皆さんがそれを望むというのであればもちろん反対はしないし、どんどん議論して、一人ひとりよく考えていかなければならない問題だと思うが、今の感覚だともう十分やったなという感じはする。

(矢嶋会長) ヒアリングそのものについても意見が分かれて、私が拝見したところでは積極的なご意見と消極的なご意見が半々くらいに分かれています。

(工藤委員) ヒアリングだけでなく、今後のことも考えなければいけない。ヒアリングのところだけというと、やはり我々の頭の中で考えていることがあるのではないかと。それぞれの価値観に基づいて考えていると。その価値観が果たして正しいのだろうか。あと、先入観というものもある。したがって、被害者が何を考えているのか、どういう被害があつて、どうすれば良いのか、とか。色々と訴える方法はあると思うので、被害者は最低必要かなと思う。一同に会してやるのか、リモートでやるのか、色々とやり方はあろうかと思う。それからもう一つ、この審議会には金子委員と齊藤委員がいるが、やはり他の違った視点、全国的にどうなっているのだろうか、金子委員が詳しいと思うが。それから、現実はどういうことになっているのか。裁判のこととか。その枠の法律論。それを少しお聞きした方が良いのではないかと考えている。そんなに時間がかかる話ではない。その場を設けた方が次の展開に進みやすいのではないかと。それで全部ひっくり返って最初から議論するということはあり得ないと思う。今までの議論を継続する上で参考としてお聞きしたいということではよいのではないかと。

(矢嶋会長) ヒアリングについて、全くやらなくて良いというご意見もないとは思いますが、事務局が懸念されているように、こういう状況なので、すぐに妥当な候補の方にご参加いただくということが可能かどうかという問題もあるし、方法の問題もあるので、少し事務局と調整をさせていただくということではよいかと。

(齊藤委員) 差別をされた当事者の方について、色々と実態を知るために呼ぶというのは私もあり得るという風に思うが、専門家として誰を呼ぶかは、誰が人選するのか。この会議ではなく、一般論として、自分の意見に賛成している人がいないから、今後それに応援してくれるような専門家を呼ぼうということが一般論として認められるかというところ、原則としてそれはおそらく認められないと思う。私も偏っているように思われてしまうのかもしれないが、あくまで中立的な立場から意見を言ったつもりである。私の見解というよりは、今の最高裁や、今の学説でどう考えられているのかというのを話したつもりで、私の見解と違うところも申し上げているつもりである。今後何か審議会があつて、大勢を占める意見があつたとする。で、自分は少数派であつた時に、後からこういう意見の専門家がいるから呼んでくるということルールとして認めるのか。これでは、会議体のメンバーを限定していることの意味がなくなってしまうのではないかと。今回これを認めると、前の前提を決めなければいけないわけで、こういうことがあるのかどうかということである。しかもその人選を誰がするのかとか。非常に難しい問題が入っている。

(金子委員) 今の人選の件だが、もしも呼ぶのであれば私はこの審議会の人選をして、全員の合意が得られた人だけを呼ぶべきであると思う。

(矢嶋会長) それは、専門家とか学識経験者と言われていたような研究者だけではなくて、当事者も含めての人選ということか。

(金子委員) 最終的にはここで全員が合意をすべきだと思う。

(矢嶋会長) そもそも齊藤委員からは、学識経験者を呼ぶに際しては、手続的に問題があるのではないかと話も出てきたと思うが、この点に関してはいかがか。

(金子委員) 齊藤先生がおっしゃったことはもっともだと思う。が、審議会全体としてやはりまだちょっとここに参加していない人、流れを知らないような人からも意見を聞いて



みたいという風に参加者が思うのであれば、参加者の同意の下に学識経験者の話を聞くということもあり得ると思うし、当事者の話も聞くということもあり得るという風に思う。いずれにせよ先ほど齊藤先生がおっしゃったように審議会の全員の同意が必要である、全会一致の同意が必要であるという風に思う。

(矢嶋会長) それでは、このようにさせていただいてよいか。ヒアリングをするということに関しては、全く必要ないというご意見がそれほど多くなかったということで、ヒアリングをすること自体については、皆さん同意いただけるか。

(金子委員) それも結局誰から意見を聞くのかに同意するかどうかであって、ヒアリングそのものについては判断しかねることもあるかと。

(矢嶋会長) 私としては、ヒアリングをそもそもする必要がないという意見が大半を占めるのであれば、ヒアリングなしで今後答申を作るための議論を進める方向に行くと考えている。ヒアリングをそもそもするかしないか、もしするという事で合意が得られるのであれば、具体的な候補者を挙げていただくという手順で進めたい。

(金子委員) 承知した。

(矢嶋会長) ヒアリングそのものは、実施する方向で今から話を進めるということによいか。では、一応やるということで、候補者については事務局と調整するのではなく、皆さんから具体的に候補者を挙げていただいて、そこでの合意の下に決める方がよろしいと思うので、具体的に特にご存じの方でこの方ということであげていただきたい。

(工藤委員) 後でそれぞれ推薦していただいて、それをきちんと回して、これでどうかと合意をとったらどうか。その時に私も推薦したい。当事者でいうと神奈川新聞で被害を訴えている方が出ているので、その方々だと思う。3月23日の神奈川新聞に出ている作家の方がおられる。それ以外の方、他の人については少しそれぞれが思うところがあると思うので、推薦してもらったらどうか。ただ、相模原市もヘイトスピーチを何とかなくそうという立場であり、ヘイトスピーチを規制するのは反対だという立場だととれるような人だと困る。市の方針と合致するような人を呼んではどうか。

(矢嶋会長) 工藤委員からご発言があったが、そういった進め方について、どうか。事務局も皆さんから、各委員から具体的な候補者名を挙げてもらって、それを集約してさらにその方に依頼するということになると思うが、事務局も含めて御意見はいかがか。

(事務局) 具体的にまずどんなことを確認するのか、どんな内容をお話いただくのか、という部分と誰にヒアリングをするのかというところを十分に調整していただきたい。

(金子委員) 先ほど工藤委員から条例制定は絶対にダメだという人はやめるべきだという話があったが、条例制定そのものを認めないという人はもちろんそうだと思うが、刑事規制の部分については、やはりある程度慎重な意見を持っている方の意見も、積極派の方をお呼びするのであれば、消極的な意見の方も呼ばないと、前回の資料について私がちょっとバランス的に欠けているのではないかという風に思ったのと同じことになるのではないかと。当事者の方を呼んでいわゆる立法事実を調査するような意味で被害者当事者の方若しくは支援者の方をお呼びするのは良いが、理屈の面で考えるときには、推進・積極的な方とやはり消極的な方と両方を呼ばないと我々の判断が偏らないかということを危惧する。

(矢嶋会長) その点は私も同意見で、特にどなたをお呼びするのかということについては、実態に関しても当事者の方や支援者の方も規制に積極的な方と消極的な方両方からご意見を伺うというのと、あとは研究者も、今日の資料にあったように消極派、積極派といるので、両方の方からご意見を伺うというバランスはとるべきだと思う。今後、事務局の方に具体的な人をどうするのかということについても、事務局の方でフォーマットを整理していただいて、各委員からご意見をいただくという形ではいかがか。

(三代委員) 対象者から意見を聞くという部分について、今、ヘイトの方の事情聴取ということであれば、では、障害のある方も呼ぶのか、同和の方を呼ぶのか、色々あると思う。障害団体の方が、なんで我々のことは聞いてくれないのだとおっしゃるかもしれない。さきほども言ったように、市の条例という全体のことについて我々は審議しているので、一つのことにより特化すると答申はいつになるのか。5年先で良いのか。2年先なのか半年先なのか。本当は昨年9月に答申するのが、今まで延びており、これ以上延ばしてどうなのかと危惧している。

(矢嶋会長) 今のご意見は、ヘイトに特化したヒアリングであれば行うべきではなく、やるのであれば他の障害のある方や子どもに関してもやるべきだということか。

(三代委員) 女性の人権で困っている方がいると思う。いるからその条例なり人権施策というものを設けたのであり、そういう人は問題がないのか、答申するに当たって、そういう団体の方若しくはそういう個人の方は、聞かなくて出来上がって良いのかどうか。私はそこがちょっと引っかかるところがある。

(金子委員) 今の三代委員のご意見はごもっともだと思うので、ヘイトの問題についてだけ当事者を呼ぶというのはやめにして、ヘイトの問題についてはずっと刑事規制のことについてこの審議会の中でも審議をしてきたので、その点について比較的積極的なご意見をお持ちの専門家と慎重なご意見をお持ちの方をお招きするくらいでも良いのではないか。また、後日複数の分野の当事者の方、支援者の方をお呼びしてそういう場を設けるとするのは良いと思うが、今回は、我々が今刑事規制をどうするか、どう判断したら良いのかということについてのみ、お話を伺う程度でも良いのではないか。一方で、齊藤先生がさっきおっしゃったとおり、もう議論は出尽くしているというのは確かにその通りだが、もう少し他の人の意見も聞いてみて良いのではないかと思うので、専門家の方に限定しても良いと思う。

(工藤委員) 呼ぶということは僕も積極的にやって欲しいと思っている。ただ、この項はヘイトスピーチの項なので、そこに議論が集中するから、そこでどうしようかというのは今、金子委員の言ったとおりであるが、被害の実態をあまり認識されていないような気がする。我々も含めてそうかもしれない。そこは実態をまずきちっと見つめて、きちっと補強すると。色々あると思うので、被害者は必要だと思っている。他の分野の要するに参考人、たとえば人権条例をつくるに当たって、障害者のところ、やまゆり園事件もあったので、そういうところの人たちを呼んでみるとか。それから部落の人を呼んで相模原はどうなっているのか等を聞く必要はあると思うので、その都度、課題の中で整理して呼べば良いのではないかと思う。ここで色々呼ぶとまた混乱するので、ここはヘイトに絞って呼んで議論を片付けた方がよいのではないか。

(金子委員) では、真ん中をとって、被害実態について、よく現場をご存じの専門家の方、た

たとえば個人名を出すと師岡弁護士。刑法の金尚均先生はご自身がヘイトの被害者にもなられている方であり、そういう方をお呼びするという手もあるのではないかと。

(工藤委員) それも一つの方法だと思う。

(矢嶋会長) では、被害実態を熟知されている専門家とあとは研究者ということで、各委員から事務局に具体的なお名前を挙げていただいて、事務局で調整していただいて、可能であれば次回の審議会でもヒアリング等を行うということではよいかと。

(事務局) 具体的な作業として、会長・副会長とご相談する形で今の審議会の総意としてこういう人をお呼びしましょうということではよいかと。

(矢嶋会長) 先ほどの議論では、どの方を呼ぶのかという人選も含めて、審議会の委員の総意で合意が得られた人を呼ぶということなので、私と事務局と工藤副会長ということではなくて、一度事務局で案を作ってください、この方が候補に挙がっているが、この方ではよろしいかと皆さんにまた問いかけをしていただいた方がよいと思う。

(事務局) この方というのは、こちらでということですか？

(矢嶋会長) 今、金子委員もお名前をお二方挙げていただいたが、工藤委員も具体的なお名前を今はおっしゃらなかったが、いらっしゃるようなので、研究者も齊藤委員、金子委員はじめとしてこの方が適任という方がいらっしゃると思うので、その方を推薦していただくということである。それを事務局で調整していただく。

(事務局) では、一度皆さまに候補者の方の選考をお願いする作業を一つ入れるという事ではよいかと。

(矢嶋会長) そのようにしていただきたい。それでは、本日ご用意した案件については、一応議論が一通り終了したということで、次回に関しては、ヒアリングと、金子委員の話にあった非規制的手法に関するところはぜひ一度きちんと話をした方がよいと思うので、事務局は準備をお願いしたい。他に何かご意見等はあるか。

(工藤委員) この先どうするのかというところで議論する必要があるだろうと思って、色々考えてきた。まずは、答申については、僕はここで条例案を作る必要はないと考えている。こういう内容を条例に盛り込んで欲しいということで、進めるべきだと。そういう進め方で僕は良いと思っている。で、まず、被害の実態をきちんと我々は把握すべきだということが一つあるかと思う。それから、相模原市は、どういう基本方針を立てるのかということである。ヘイトスピーチについてどういう立場に立つのか。それから、きちんと被害者を救済する立場に立てるのか。そのためにはどうするのか、自治体独自の条例が可能なのかどうなのかという議論が出てくると思う。自治体の条例の中身としては、規制する中身としては、行政罰、刑事罰があるということは議論することだと思う。規制の具体的な方法としては、各資料で出ているので、まず、市として何ができるのか、どういうことができるのか、それは前回の資料でも出ている。色々出ている。最終手段として、3つの段に分かれるので、第3段階、どうしようもないと、最後の手段ということであれば刑事罰による規制が考えられるだろうということは明確にしておく必要があるだろうと思う。

あと、インターネットの関係、被害者の相談支援体制をどうするのか、相談体制については資料に出ているが、第三者機関が必要なのではないかと。被害の状況から色々議論するところはあると思う。そういうところが今後の方向性として考えられるの

ではないか。中身についてはまた次回にでも発言したい。

(事務局) 答申については、先ほども申し上げたが、条文を作っていただくものではない。答申は、今まさに副会長がおっしゃったように、第三者機関が必要なのではないかと、設置をするべきだといったそういったことが答申の内容になってくると考えている。

## 2 その他

(事務局) 委員の皆様の現在の任期については、5月の31日までとなっている。現在の委員の皆様には、これまで貴重なご意見を賜り、本市の人権施策に貢献して下さったことについて、厚く御礼を申し上げます。また、今後について、令和元年11月に諮問させていただいた人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容については、また次回以降新たに委嘱する方々にも引き続きご審議をいただきたいと思っている。

(矢嶋会長) では、(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容については、これまで審議した内容を踏まえて、新たに委嘱される委員の方々によって引き続き審議していくことになると思う。

(事務局) これまで皆様からいただいた意見等を踏まえて今度はヒアリングの方の照会のための資料の配布等をさせていただく。

以上

※1 大阪地方裁判所令和2年1月17日判決は、「条例ヘイトスピーチ(=条例2条1項所定のヘイトスピーチをいう。以下同じ。)に該当する表現活動の中には、その具体的な内容やこれが行われた経緯、状況等の諸事情次第では、他人の名誉を害するものに当たるなど、表現の自由の濫用であって、憲法21条1項の保障する表現の自由の範囲内に属すると認められないものも存する」とする一方で、「前記諸事情次第では、一応は表現の自由の範囲内に属するというべきものも存すると考えられるから、条例ヘイトスピーチに該当する表現活動がおよそ表現の自由の保障を受けないものであるということとはできない。」としている。

※2 中村英樹「ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組と課題」(別冊法学セミナー13「ヘイトスピーチに立ち向かう—差別のない社会へ」2019年)p149

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	岩永良子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		欠席
2	片岡加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
3	金子匡良	法政大学法学部		出席
4	金愛蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
5	工藤定次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
6	齊藤愛	千葉大学法政経学部		出席
7	鶴田恵美	公募市民		欠席
8	三代宏次	相模原人権擁護委員協議会		出席
9	矢嶋里絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席